

# 青森県報

第三千五百九十二号

平成二十四年  
九月十八日  
(火曜日)

## 目 次

### 告 示

クリーニング師試験の施行	(保健衛生課)	一
道路の区域の変更	(道路課)	一
道路の供用の開始	(同)	三
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(県民生活文化課)	三
右 同	(同)	三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
出先機関		
土地改良区の役員の就任	(中南地域局)	六
雑 報		
青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則	(新産業都市建設事業団)	六

## 告 示

青森県告示第六百七十六号

平成二十四年クリーニング師試験を次のとおり施行するので、青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)第四条第一項の規定により告示する。

平成二十四年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十四年十一月十七日(土)

2 場所 青森市大字戸山字宮崎二の二

青森県立青森第二高等養護学校体育館及びクリーニング実習室

### 二 受験願書受付期間

平成二十四年十月一日(月)から同月十五日(月)まで。ただし、郵送による場合は同月十五日(月)までの消印のあるものは有効とする。

### 三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループ

### 四 その他

受験願書は、県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(保健所)、青森市保健所及び青森県健康福祉部保健衛生課生活衛生グループで配布する。

青森県告示第六百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間		変 更 の 別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
1	県道	鱒ヶ沢蟹田線	つがる市牛瀧町鷺野沢七八の二から		前後別	二一・五〇メートルから 三四・五〇メートルまで	三七一・五〇メートル	
2	県道	十和田三戸線	三戸郡三戸町大字川守田字横道二二の二四から 三戸郡三戸町大字川守田字横道二二の二四まで		前後	一三・七〇メートルから 一八・七〇メートルまで	一四・一〇メートル	
3	県道	鱒ヶ沢停車場線	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字下富田二九の二九から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字上富田一五二の六まで 西津軽郡鱒ヶ沢町大字田中町六四の一まで 西津軽郡鱒ヶ沢町大字田中町一五の一四の四から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野一一四の四から		前後	二四・四〇メートルから 二七・四〇メートルまで	一三六・八〇メートル	
4	県道	弘前岳鱒ヶ沢線	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野一一四の四から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町字砂山一三九の二〇まで 西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町字砂山一三九の二〇まで 西津軽郡鱒ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨四七の二から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町字砂山一三九の二〇まで		前後	二一・三〇メートルから 二六・七〇メートルまで	九七四・二五メートル	
5	国道	一〇一号	西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三八二の三から 西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町字砂山一三九の二〇まで		前後	七四・二〇メートルから 七四・二〇メートルまで	七三〇・〇〇メートル	
6	国道	一〇一号	西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四四の八一から 西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四四の三まで		前後	四三・五〇メートルから 四三・五〇メートルまで	二〇五・一〇メートル	
7	県道	越水木造線	つがる市木造下福原花錦三〇〇の一から つがる市木造下福原花錦三〇〇の一まで		前後	二二・〇〇メートルから 二二・〇〇メートルまで	八四・四〇メートル	

公

告

8	県道	越水木造線	つがる市木造三ツ館玉川三二五二から つがる市木造三ツ館玉川二九八まで	後	一〇・八〇メートルから 一四・〇〇メートルまで	八四・〇〇メートル
				後	一〇・六〇メートルから 一六・六〇メートルまで	七一・五〇メートル
				前	一〇・六〇メートルから 一六・六〇メートルまで	七一・五〇メートル

青森県告示第六百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道十和田三戸線	三戸郡三戸町大字川守田字横道三八の一から三戸郡三戸町大字六日町八の一まで	平成四・九・八
県道鰯ヶ沢蟹田線	つがる市牛瀨町鷲野沢七七八の二からつがる市牛瀨町鷲野沢七七八の二まで	
国道一〇一号	西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四四の八一から西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四四の三まで	
県道越水木造線	つがる市木造下福原花錦三〇〇一からつがる市木造下福原花錦三〇〇一の二まで	
県道越水木造線	つがる市木造三ツ館玉川二九八まで	

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 申請のあつた年月日  
平成二十四年八月二十一日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あおもり高度放射線医療支援機構
- 代表者の氏名  
高井 良尋
- 主たる事務所の所在地  
弘前市大字在府町五
- 定款に記載された目的  
この法人は、県および我が国を代表する選りすぐりの放射線科専門医が各々の専門性を十分に発揮できる体制を整え、先端画像診断機器および高精度放射線治療装置を有効に利用し、優れた放射線医療サービスを地域・組織の枠を超えて提供し、先端技術を用いた低侵襲で効果的な診断法、治療法の普及を目指してサポート・教育を行い、広く医療現場、及び患者のニーズに応えていくことを目的として事業を行う。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年八月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Japan Aomori Art

三 代表者の氏名

山口 清治

四 主たる事務所の所在地

青森市問屋町二丁目二の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の芸術造形作家との交流、こどもや社会福祉施設入所者等に  
対する絵画等の指導を通じ、芸術文化に対する理解と啓蒙を図り、もって、芸術文  
化の振興、国際交流の推進、社会福祉の向上等に資することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の  
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款  
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定  
により次のとおり公告する。

平成二十四年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年八月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どもネットワーク・すてっぷ

三 代表者の氏名

奈良 陽子

四 主たる事務所の所在地

五所川原市字元町五三

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもや子どもに関わる個人、諸団体に対して、子どもの社会参画  
の拡充や子どもをとりまく環境を充実させる事業を行い、子どもも大人も豊かに育  
つ地域社会づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の  
規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款  
変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定  
により次のとおり公告する。

平成二十四年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年八月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人驥北会

三 代表者の氏名

中野渡 利彦

四 主たる事務所の所在地

十和田市大字三本木字佐井幅一一五の五

五 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害を持った人、高齢者及び悩みを持った青少年に対して、  
豊かな自然環境の中での動物や植物とのかかわりによって心身を充実させ、社会復  
帰をめざすことを支援するための事業を行い、人と人との交流及び地域社会の福祉  
の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年八月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Fair Trade Fishery.

三 代表者の氏名

野呂 英樹

四 主たる事務所の所在地

青森市大字大野字若宮四六の一九

五 定款に記載された目的

この法人は、水産に関する調査、研究及び技術の普及に関する事業や水産業の発展及び漁村活性化のための事業を行うことで、広く一般国民に対して安全安心な水産物の供給を行うとともに、漁村地域の活性化に寄与していくことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年八月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ラ・シャリテ

三 代表者の氏名

大坂 潤

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、「生活保護受給者など、所得が低く、住居に不便を感じている高齢者の方々に対して、清潔なバリアフリーの住居を提供する事業を行い、心身ともに健康を維持、回復していただくことを支援する」ことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年九月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年八月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人しごと創造サポート青森

三 代表者の氏名

佐藤 博子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字岩賀一丁目三之三

五 定款に記載された目的

この法人は、若年者及び女性が企業で意欲的に働くことのできる人間力を身につけ、自立した職業人生を歩めるようサポートすること、さらにはそのことにより地域経済の活性化と雇用創出に寄与することを目的とする。

# 出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田山壇土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年九月十八日

中南地域農政局 田 澤 俊 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	佐藤 隆治	黒石市大字花巻字花巻一七の一	平成二四・八・三

# 雑 報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年九月十八日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県事業規則第一号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則（昭和三十九年四月青森県事業規則第八号）の一部を次のように改正する。

別記第一の第一条第一項中「禁治産者及び準禁治産者並びに」と「当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び」に改む。 同条第二項中「次の各号の一に該当

すると認められる者は、その事実があつた後2年間」と「競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、3年以内で理事長が定める期間」に「又同様」と、また同様」に改む。 同条第三項中「特別の」と「特別な」に「認められるとき」と「認められる場合」に改む。 同条第四項中「した者」と「したとき」に改む。 同条第五項中「妨げた者」と「妨げたとき」に「連合した者」と「連合したとき」に改む。 同条第六項中「妨げた者」と「妨げたとき」に「妨げたとき」に改む。 同条第七項中「履行しなかつたとき」と「改む」に改む。 同条第八項中「前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者」と「この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は」に「使用した者」と「使用したとき」に改む。

別記第一の第三條第一項中「見積もる金額」と「見積る契約金額」に改む。 同条第二項第三号中「農林中央金庫、商工組合中央金庫」と「株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫」に改む。 同条第四項中「公社」と「農林」に改む。 別記第一の第四條の三の次の二項を加へる。

2 入札に参加する者は、入札に当たつては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者を入札する金額又は入札の意志についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定めなければならない。

3 入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額を開示してはならない。

別記第一の第四條の三の次の二項を加へる。  
（入札の中止等）

第4條の4 不正の入札が行われるおそれがあるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

別記第一の第七條第二項中「有価証券」と改む。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人） 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二百十五円一銭
------------------------------------	---	------------------------------